

# 給与支払報告書に関するお知らせ

**給与支払報告書(総括表)と給与支払報告書(個人別明細書)をあわせて提出してください。**

※今回同封しているのは、給与支払報告書(総括表)のみです。

給与支払報告書(個人別明細書)は、お近くの税務署または市区町村にて配布しています。また、西東京市役所のホームページ(西東京市Web)からダウンロードしてお使いいただくこともできます。

## 個人別明細書

⑧

給  
告  
書  
(  
個  
人  
別  
明  
細  
書  
)

特定親族特別控除の適用を受けた場合は、特定親族各人の特定親族特別控除の額に応じて、控除対象扶養親族等の区分の欄に数字を記載してください。

給	※種別	※整理番号	※
告	※区分	(受給者番号)	
書	東京都西東京市南町5丁目6番13号	(個人番号)	012345678912
(個人別明細書)	役職名		
	氏名(フリガナ)ニシトウキヨウ タロウ		
	西東京 太郎		
	所得控除の額の合計額		
	円 内	円 内	
	社会保険・貢子	4,360,000	4,150,000
	(源泉)控除対象配偶者の有無等	6,000,000	4,150,000
	老人控除の額	4,360,000	10,700
	配偶者(特別)		
	定年老人		
	その他		
	特親		
	障害者の数(本人を除く)		
	非居住者である親族の数		
	16歳未満扶養親族の数		
	特別その他		
	租税条約に基づく課税免除がある場合は「××条約××条該当」と赤書きで記載してください。		
	生命保険料の控除額	4,150,000	10,700
	地震保険料の控除額		
	住宅借入金等特別控除額		
	610,000	600,000	50,000
	600,000	120,000	50,000
	(摘要)前職 有限会社西東京商事 令和7年3月31日退職 支払金額:1,500,000円 社会保険料:150,000円 源泉徴収税額:100,000円		

### 普A(普通徴収の場合)

生命保険料の金額の内訳	新生命保険料の金額	旧生命保険料の金額	介護医療保険料の金額	新個人年金保険料の金額	旧個人年金保険料の金額
住宅借入金等特別控除の額の内訳	住宅借入金等特別控除適用数	居住開始年月日(1回目)	月 日 月 日 月 日	住宅借入金等特別控除区分(1回目)	月 日 月 日 月 日
住宅借入金等特別控除可能額	住宅借入金等特別控除可能額	居住開始年月日(2回目)	月 日 月 日 月 日	住宅借入金等特別控除区分(2回目)	月 日 月 日 月 日
(被扶養者)登録番号	氏名	西東京 花子	区 分	月 国民年金保険	月 住民基本台帳
1	個人番号	012345678913	20		
2	氏名	西東京 一郎	区 分		
3	個人番号	012345678914			
4	氏名	西東京 次郎	区 分		
5	個人番号	012345678915			
6	氏名	西東京 太郎	区 分		
7	個人番号	012345678916			
8	氏名	西東京 学生	区 分		
9	個人番号				
未成年者	外國人	死亡者	災害者	乙欄	本人が障害者特別その他妻婦ひとり親勤労学生
支払者	個人番号又は法人番号	0123456789123			
	住所(居所)又は所在地	東京都西東京市中町1丁目5番			
	氏名又は名称	株式会社 西東京商店			

(摘要)には、扶養親族(5人以上いる場合)及び統柄並びに普通徴収切替管理

### 摘要欄には

- 支払金額に前職分が含まれている場合、前職支払金額等を記載してください。
- 普通徴収が認められる要件に該当する場合は、符号(普A、普Bなど)を記載してください。(「西東京市提出用給与支払報告書(総括表)」の「普通徴収切替理由書」欄に必ず人数を記載してください。)
- 同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く)が普通障害者、特別障害者または同居特別障害者に該当する場合は、同一生計配偶者の氏名および同一生計配偶者である旨を記載してください。(例「西東京 花子(同配)」)

- 所得金額調整控除の適用がある場合は、該当する要件に応じて次のとおり記載してください。

要件	記載方法
本人が特別障害者	摘要欄への記載不要
同一生計配偶者が特別障害者	同一生計配偶者の氏名(同配) (例) 西東京 花子(同配)
扶養親族が特別障害者	扶養親族の氏名(調整)
扶養親族が年齢23歳未満	扶養親族の氏名(調整) (例) 西東京 一郎(調整)

詳細は国税庁のホームページ「令和7年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」をご覧ください。

URL: <https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hotei/tebiki2025/PDF/all.pdf>



QRコードはこちら

※摘要欄が狭いため必要事項が記載できない場合は、別紙をつけていただくか、余白に記載してください。

裏面もご覧ください。

## 個人住民税は特別徴収が原則です。

従業員の個人住民税は、事業主が従業員に代わり、毎月給与から個人住民税を差し引き、納入していただく「特別徴収」が原則です。

ただし、下記の要件に該当する場合は、普通徴収（西東京市から送付される納付書を用いて、従業員自身が納付する方法）が認められます。

要件に該当する場合は、**給与支払報告書（個人別明細書）**の摘要欄に該当する符号（普A、普Bなど）を記載し、普通徴収切替理由書とあわせてご提出ください。

**個人別明細書の摘要欄に普通徴収切替理由に関する記載がない場合は、原則特別徴収とします。**

### ■ 普通徴収が認められる場合

普A	総従業員数が2人以下 (他の区市町村を含む事業所全体の受給者の人数で、以下の普B～普Fの理由に該当して普通徴収とする対象者を除いた従業員数)
普B	他の事業所で特別徴収
普C	給与が少なく税額が引けない
普D	給与の支払が不定期(例:給与の支払が毎月でない)
普E	事業専従者(個人事業主のみ対象)
普F	退職者又は退職予定者(5月末日まで) (休職等により4月1日現在で給与の支払を受けていない方を含みます。)

※退職等により普通徴収に切り替わった従業員については、**給与支払報告書（総括表・個人別明細書）**とあわせて、**給与所得者異動届出書**のご提出もお願いいたします。

## 給与支払報告書の提出はeLTAXが便利です。

eLTAXはインターネットによる住民税の電子申告システムです。

給与支払報告書の提出をオフィス等のパソコンからインターネットを通じて行うことができ、複数の提出先への申告を一括して送信することも可能です。eLTAXをご利用いただくには、事前の準備と登録等の手続きが必要です。詳しくは、eLTAXホームページをご覧ください。

- ・ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>
- ・ヘルプデスク TEL 0570-081459(受付時間9:00～17:00 (土日祝日、年末年始を除く))

### ○給与支払報告書のeLTAXまたは光ディスク等による提出義務について

給与支払報告書について、前々年に税務署へ提出すべき源泉徴収票の枚数が100枚以上であった場合は、eLTAXまたは光ディスク等による提出が義務付けられています。

(※令和9年1月以降は基準年の提出枚数が100枚以上から30枚以上に変更されます。)

また、令和3年度税制改正により、令和5年度で光ディスク等による税額通知は終了しました。特別徴収税額通知の内容を電子で受け取ることを希望する場合は、必ずeLTAXにより給与支払報告書を提出してください。

なお、西東京市におきましては、ご提出いただいた光ディスク等は一定期間保管後、当市において破棄します。回答用記録媒体の同封をいただいた場合、返却は致しかねますのでご了承ください。

### ○訂正・追加・取消があった場合

訂正・追加・取消があった場合の訂正表示を入力し、該当する方のデータのみを送信してください。

### ○指定番号を使い分ける場合

事前に複数の納税者IDを取得してください。

1つの納税者IDで複数の指定番号の使い分けはできません。1つの納税者IDに対して1つの指定番号となります。

●令和8年度特別徴収税額決定通知書発送日は、令和8年5月20日(水)の予定です。

◆お問合せ:西東京市 市民部 市民税課 市民税係 TEL042-460-9828(直通)